

令和5年

桑折町農業委員会会議録

第9回総会

令和5年9月15日

桑折町農業委員会

桑折町農業委員会総会

1. 日 時 令和5年9月15日 午後2時59分

2. 場 所 桑折町役場 大会議室

3. 応召委員 次のとおりです。

1 佐藤 孝	2 高橋 貢
3 寺島 智史	4 佐藤 親
5 大泉 忠志	6 山家 修
7 菅野 昭一	8 蓬田 浩幸
9 浅野 国英	10 佐藤 徳雄

農地利用最適化推進委員

伊達崎地区 相原 晴美 北半田地区 丹治 静江

4. 本日の議事に参加した委員は、上記応召委員10名及び、農業委員会の要求により出席した農地利用最適化推進委員2名です。

5. 総会日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案第24号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第25号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

6. 本日の会議に出席した農業委員会事務局職員は次のとおりです。

事務局長 八巻 靖之

係長 吉田 安孝

主任主査 後藤 尚子

主任主査 小野地 俊介

7. 本会議開会宣言

(桑折町農業委員会会議規則により会長が議長となる)

会 長

ただ今から令和5年第9回総会を開会いたします。

本日の出席委員は10名中10名です。在任する委員の過半数が出席しており、桑折町農業委員会会議規則第8条の規定により、総会は成立しております。

まず、総会日程第1の議事録署名委員を指名いたします。

桑折町農業委員会会議規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

会 長

それでは議事録署名委員を指名いたします。

6番 山家 修 委員

7番 菅野 昭一 委員 を指名いたします。

会 長

それでは、総会日程第2の議案第24号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局に内容の説明を求めます。

事務局

【議案第24号、農地法第3条許可申請 整理番号1を朗読後、説明】

申請地は、譲渡人がこれまで所有、耕作していた農地です。譲渡人は高齢による経営規模の縮小、譲受人は農業経営規模拡大をはかっており、農地の所有権移転を行うための申請です。

申請地は、今は耕作が行われておりませんが、以前は野菜の栽培を行っていたということで、譲受人も同様に野菜を栽培するということですので、所有権移転後も適切な農地利用が図られると考えます。

本申請については、3条許可要件を満たしていますので、許可することに問題はないと考えます。

会 長

ただいまの説明に関連して、伊達崎地区担当である 相原晴美 推進委員から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

相原委員

整理番号1について、現地を確認してきました。

申請地は、所有者である譲渡人が管理している農地ですが、現在、耕作されていません。

今回、有償譲渡により所有権移転をするということですが、移転後、譲受人が耕作を行うのであれば、農地の利用上、望ましいことと考えます。

また、譲受人は、譲渡人と同じ集落内で果樹や野菜を栽培する農地所有適格法人ですので、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

会 長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長

質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。

議案第24号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長

全員賛成ですので、議案第24号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第25号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局に内容の説明を求めます。

事務局

【議案第25号、農地法第5条許可申請 整理番号2を朗読後、説明】

譲受人は、当該農地の北西側に、公立藤田総合病院職員用の貸駐車場を所有しております。今回は、この貸駐車場の拡張のための転用申請となります。

当該農地は、白地の第二種農地ですが、道路と前述の貸駐車場に挟まれた狭小農地であり、転用による周辺農地への影響はありません。

実態としては、平成17年ころから貸駐車場の一部として利用されており、今回の申請は無断転用の追認申請ということになります。譲渡人からは始末書が提出されております。内容としては、当時の経緯の説明と、転用の手続を失念しており、今後はこのようなことがないように十分注意するという反省の弁が記載されています。

無用転用の状態となっていたことは大変遺憾なことではありますが、前述のように、狭小農地で周辺農地への影響がないこと、実際に利用している方がいるということ、反省の弁を述べているということにより、今回、追認という形で転用を認めることはやむを得ないと考えます。

会 長

ただいまの説明に関連して、北半田地区担当である 丹治静江 推進委員から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

丹治委員

整理番号2について、現地を確認してきました。

現地は、北半田地区内にあり、北西側は公立藤田総合病院職員用駐車場に、南側は道路に面しており、他の農地とは接しておりません。

今回は、農地を駐車場にするという申請ですが、実際はすでに北西側駐車場の一部として使われております。

転用申請前に駐車場として使っていることは非常に残念ですが、この農地は狭く、他の農地とも接していないため、転用を認めることはやむを得ないと考えます。

会 長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長

質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。

議案第25号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

会 長

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第25号は、原案のとおり決定いたしました。
以上を持ちまして、9月総会に提出されました案件は全部終了いたしました。
令和5年第9回総会を閉会いたします。

閉 会 (午後3時07分)

上記会議の経過を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和5年9月15日

桑折町農業委員会会長

桑折町農業委員会議事録署名人

桑折町農業委員会議事録署名人